令和７年（2025年）１２月１日
子ども文教委員会資料
子ども教育部保育園・幼稚園課

（第１２４号議案）

中野区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

中野区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第１条～第５条　（略）	第１条～第５条　（略）
（保育従事職員の資格）	（保育従事職員の資格）
第６条　保育従事職員の資格は、次に掲げる要件を備えていなければならない。	第６条　保育従事職員の資格は、次に掲げる要件を備えていなければならない。
⑴　満３歳未満の子どもに対する保育従事職員　児童福祉法第１８条の１８第３項に規定する保育士登録を受けた者（以下単に「登録を受けた者」という。）。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。	⑴　満３歳未満の子どもに対する保育従事職員　児童福祉法第１８条の１８第１項の登録を受けた者（以下単に「登録を受けた者」という。）。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
⑵～⑷　（略）	⑵～⑷　（略）
第７条～第１５条　（略）	第７条～第１５条　（略）
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第１５条の２　認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第２８条第２項において準用する法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第１５条の２　認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第１５条の３～第１９条　（略）	第１５条の３～第１９条　（略）
附　則　（略）	附　則　（略）
附　則	
この条例は、公布の日から施行する。	